（密接関係荷主の要件）

第八十一条　法第百十三条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

［新設］

（認定管理統括荷主の認定）

第八十二条　法第百十三条第一項の規定による認定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第百十三条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき認定する。」

3　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該申請者に交付するものとする。

［新設］

（認定管理統括荷主の認定の取消し）

第八十三条　経済産業大臣は、法第百十三条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十三条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件）

第八十四条　法第百十三条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を行うための体制

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

［新設］

（荷主連携省エネルギー計画の認定の申請）

第八十五条　法第百十七条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（荷主連携省エネルギー計画の認定）

第八十六条　経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第四項の規定に基づき認定する。」

［新設］

［新設］